

羽咋市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項に基づく
地方公共団体実行計画（区域施策編）

平成 28 年 3 月
羽咋市

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	計画策定の背景	3
2	本市が地球温暖化対策に取り組む意義	3
3	地球温暖化のメカニズム	3
4	地球温暖化の現状	4
5	国際動向、日本、石川県及び羽咋市の取組年表	7

第2章 羽咋市の概要

1	本市の地理	9
2	自然条件	9
3	歴史・文化	10
4	気象	11
5	社会条件・人口推移	12
6	産業分類別の就業者	13

第3章 他計画との関連性

1	計画の目的	14
2	第5次羽咋市総合計画の紹介	14
3	がんばる羽咋創生総合戦略の紹介	19

第4章 温室効果ガス排出量の検討

1	温室効果ガス排出量の現状	22
2	削減目標について	24
3	温室効果ガス排出量の将来推計	25
4	2つのケースの比較	25

第5章 対策・施策

1	基本方針と取組について	27
	方針1 省エネ、再生可能エネルギー技術の導入を促進します	
	方針2 環境教育を充実させ、環境意識の向上と環境人材の育成を図ります	
	方針3 家庭や職場での低炭素化活動を推進します	
	方針4 循環型社会を推進し、美しい里山里海を保全します	
2	排出削減目標の根拠について	30
3	各主体の役割について	31

第6章 計画の推進体制

1	推進体制	32
2	計画の進行管理	32

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

国際的な学術機関「IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）」は、2014年第5次報告書において、人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価は「可能性が極めて高い(95%以上)」と表現が強まり、“気候システムの温暖化には疑う余地がない”と公表した。今後予想される気候に対する人為的影響としては、大気と海洋の温暖化、世界の水循環の変化、雪氷の減少、海面水位の上昇など、極端な気象現象の変化があると指摘しています。温暖化への環境変化は世界のどこかで起きている他人ごとでも遠い未来の予測でもありません。

2 本市が地球温暖化対策に取り組む意義

地球温暖化の原因は、私たちの生活を支えているエネルギー消費のあり方にあります。エネルギー源のほとんどが限りある化石燃料であり、大量消費することで温暖化を促進しています。地球の平均気温の上昇が進むことで、海面上昇による海岸浸食、異常気象による台風・豪雨など自然災害の増加、生態系均衡の崩れ、稲作等農作物の生産低下など、自然環境・人間社会において更なる悪影響を招く恐れがあります。

今、私たち一人ひとりが環境に与えているリスクを将来予測して、これからの「未来」を担う次世代へ、本市の豊かな自然環境を守り引き継いでいく事が重要です。

羽咋という地域の特性を活かした持続可能な緩和及び適応策を、市民・事業者・行政と一体となって取り組みを図っていくために「羽咋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

3 地球温暖化のメカニズム

二酸化炭素やメタンなどを含む大気は太陽からの光を良く通し、地表から出る熱を吸収、再度反射して地表を温める作用（温室効果）があり、動植物の住みやすい環境を作っていました。近代産業の発展や人為的活動のエネルギー消費によって二酸化炭素など温室効果のある気体が大量に放出されたため、自然界のサイクルでは処理しきれずに大気中の温室効果ガス濃度は増しています。大気の熱吸収量が増えると、宇宙空間に放出される熱は減少して、地表面の温度は上昇し始めています。こうして大気と宇宙空間との熱の収支のバランスが地球規模で崩れ、気温がどんどん上昇していく現象を地球温暖化といいます。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

4 地球温暖化の現状

温暖化の影響は世界各地で現れ始めており、海面が上昇することで近い将来、領土が減少・水没してしまう国もあります。

世界で最初に沈む国と言われているツバル島は政府が島民の大移動計画も対策検討するほどの現状です。海面が 1m 上昇すると、モルディブ、フィジー、マーシャルなどツバル付近の島も海に沈んでしまいます。

日本でも 9 割以上の砂浜が無くなるとされ、すでに砂浜浸食は進行しています。北極では氷陸が解け始めホッキョクグマやアザラシの住みかが減り、アフリカ大陸では干ばつが続き穀物の生産量が減少し、数年後には生産量が 20% 落ち、このままでは大陸全体での深刻な食糧難へと繋がっています。

生態系にも影響がありマラリヤ・コレラなど熱帯性感染症発生の増加も懸念され、アマゾンや世界各地で森林伐採や異常気象による砂漠化の進行も覗えます。

(1) 温暖化効果ガスの排出内訳

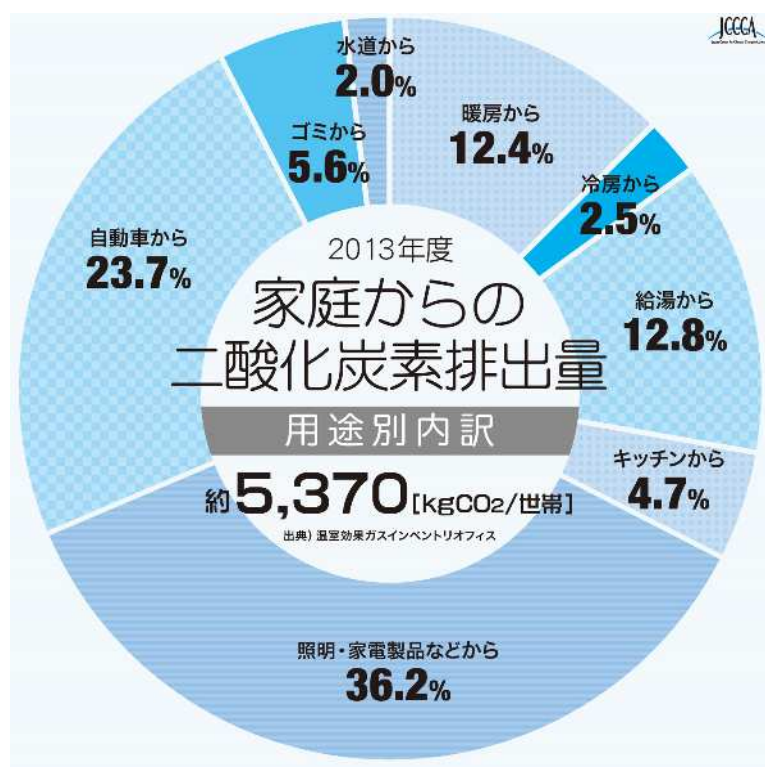
世界全体の二酸化炭素の排出量上位国は、中国(27.8%)、アメリカ(15.8%)、インド(6.0%)、ロシア(5.4%)、と続き、日本(3.7%)は 5 位にあたり、国民ひとり当りの CO2 排出量が世界平均の 2 倍以上とされています。

低炭素社会を目指した京都議定書では 2012 年までの排出量削減目標を設定。日本は 2008～2012 年の 5 か年で 1990 年と比較して温暖化効果ガスの排出量を 6% 削減するとし、目標達成をクリアしました。

EU など工業先進国は率先して条約を締結しましたが、排出量上位国のアメリカは国益を失うとして離脱し、また、中国・インドは当時発展途上国とみなされ削減義務が課せられませんでした。

日本国内の二酸化炭素排出量のうち、私たちの生活に直接係わる間接排出の家庭部門に注目すると、家庭での電気の使用と自動車のガソリン消費だけで半分以上の割合を占めています。また、人口は減少しても世帯数の増加に伴い電化製品の保有台数は増えています。

待機電力を減らす、省エネ製品に切り替える、新エネルギーの利用など、各家庭での取り組みが二酸化炭素排出抑制に繋がります。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

(2) 本市に与える環境変化の影響

平均気温の上昇が進むことで自然環境の均衡が保たれなくなり、更なる悪影響を招く恐れがあります。

①気温の上昇

- ア 熱中症の増加
- イ 漁獲時期がずれる
- ウ 暖水系の魚の漁獲が増える
- エ 農作物の生産時期がずれる
- オ 冷涼地を好むブナ林の分布適地が減少する
- カ マツ枯れ地域が拡大する
- キ 桜の開花が早まる
- ク 紅葉の時期が遅くなる

②海面上昇

- ア 千里浜の海岸浸食の進行(20年で20m狭まっている)
- イ 海岸を住みかにしている生物や産卵に影響

③極端現象の増加

- ア 猛暑、冷夏、暖冬
- イ 豪雨の頻発、洪水・土砂災害
- エ 台風の巨大化
- オ 干ばつの長期化

<過去の羽咋市の災害>

- 1993年2月 能登沖地震の発生 マグニチュード(M)6.6
- 2007年3月 能登半島沖地震の発生 マグニチュード(M)7.1
- 2013年8月 集中豪雨による河川氾濫、浸水(白瀬町・飯山町など)
- 2014年8月 集中豪雨による土砂災害、崖崩れ、浸水(酒井町・上中山町など)

④生態系均衡の崩れ

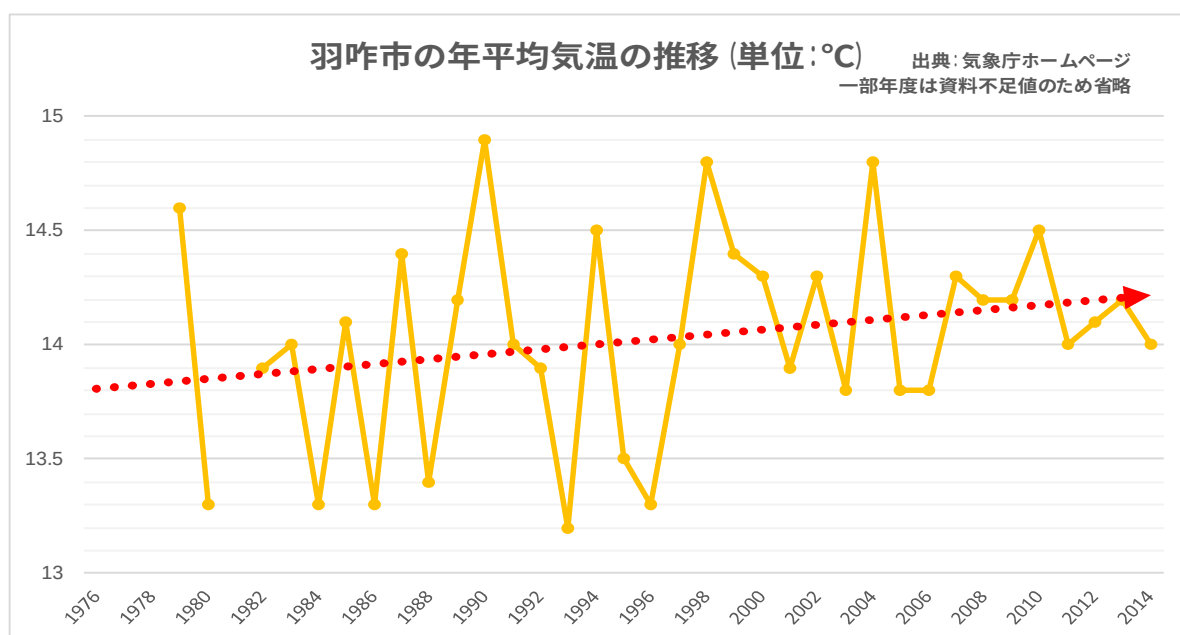
- ア 暖水系の魚の漁獲が増える
- イ エチゼンクラゲが大量発生する
- ウ CO2濃度が増えると海水が酸性化する
- エ 暖冬により熊などの冬眠が遅くなる、餌を求め山から下りてくる
- オ 平均気温上昇によりイノシシなど害獣の生息地拡大
- カ マラリア、デング熱など病原菌を媒介する蚊の生息地拡大

◆農作物の生産低下

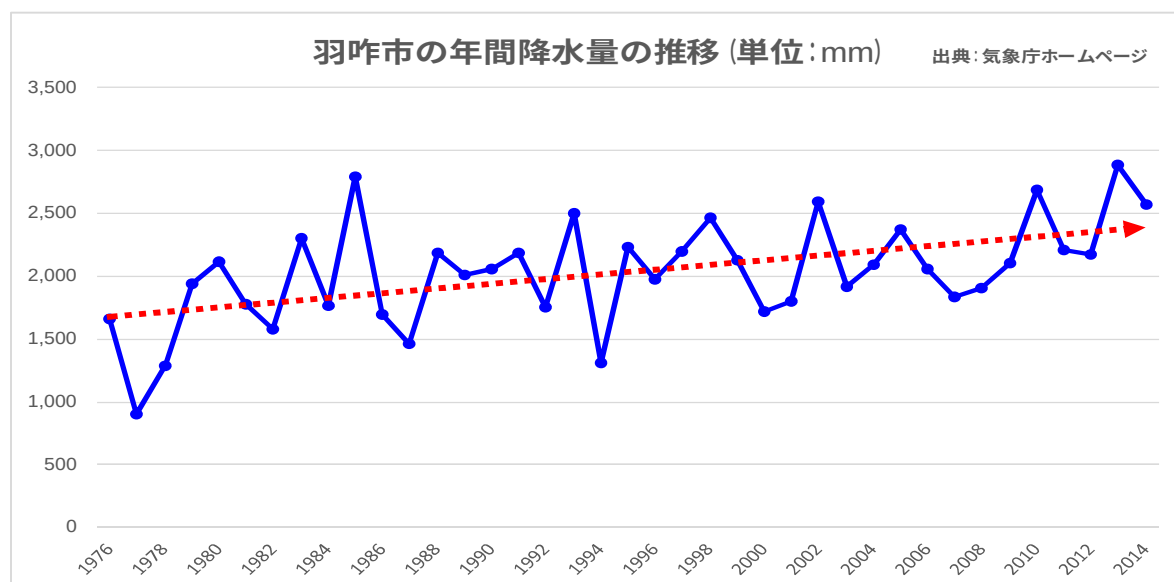
- ア 米…白未熟粒が出来やすく一等比率が低下する
- イ リンゴ…日照りにより日焼け、高温による着色不良
- ウ ぶどう…高温による着色不良
- エ 害虫の繁殖が活発になる

本市における、年平均気温及び年間降水量は、気象庁の観測データによると、下記のように上昇傾向にあります。

出典) IPCC AR5 WG I SPM、環境省



Z



5 国際動向、日本、石川県及び羽咋市の取組年表

以下に、国際動向、日本、石川県及び羽咋市におけるそれぞれの取組みや動向を年表に示します。地球温暖化対策は、世界的な視点と、地域の視点のそれぞれの視点で考えていかなければいけません。

	国際動向	日本・石川県	羽咋市
1971		環境庁(環境省)発足	
1972	『人間環境宣言』採択、国連環境計画発足	自然環境保全法制定	
1979		省エネ法制定	

1985	『ヘルシンキ議定書』採択		
1987	『モントリオール議定書』採択		
1988	気候変動政府間パネル(IPCC)設立 G7 トロントサミット開催 『ソフィア議定書』採択		
1989	『ハーグ宣言』採択		
1990	IPPC 第1次報告書、第2回 SWCC 開催	地球温暖化防止行動計画決定	
1992	国連気候変動枠組条約 地球サミット『リオ宣言』『アジェンダ21』		再生資源集団回収推進事業奨励金制度導入
1993		環境基本法制定	羽咋市ごみ減量化懇話会を設置、環境美化指導員制度導入
1994	気候変動枠組条約(UNFCCC)発行		可燃ごみのシール制実施
1995	COP1『ベルリンマンデー』採択 IPCC 第2次報告書		
1996	COP2 開催		
1997	COP3 開催、『京都議定書』採択	環境影響評価法制定	収集業務の全面民間委託実施、ペットボトルと牛乳パックの分別収集開始
1998	COP4 開催 『ブエノスアイレス行動計画』採択	地球温暖化対策推進大綱決定 地球温暖化対策推進法制定	
1999	COP5 開催		
2000	COP6 開催	循環型社会形成推進基本法	羽咋市環境保全条例 ISO14001 取得
2001	COP7 開催	環境省設置	
2002	『持続可能な開発に関するヨハネスブルク宣言』 『実施計画』採択、COP8 開催、IPCC 第3次報告書	自然再生推進法制定、 ふるさと石川の環境を守り育てる条例	
2003	主要国首脳会議開催『持続可能な開発のための科学技術行動計画』採択、地球観測サミット開催、 COP9 開催		
2004	COP10 開催		
2005	COP11 開催	京都議定書の発効	
2006	COP12 開催		
2007	COP13 開催 IPCC 第4次報告書、IPCC ノーベル平和賞受賞	『美しい星50』発表	
2008	G8 洞爺湖サミット開催	生物多様性基本法制定 『クールアース推進構想』発表	
2013			市指定ごみ袋制導入
2014	IPCC 第5次報告書		
2015	COP21 開催予定		

第2章 羽咋市の概要

1 本市の地理

羽咋市は、日本海に突出する石川県・能登半島の基部西側に位置し、ほぼ中央に広がる邑知潟低地の平野部を囲んで海手山手に集散しており、市域の東西及び南北は、ともに約 11 km で、81.96k m²の面積を有しています。

東は、碁石ヶ峰（標高 461m）を仰ぎ富山県氷見市に接し、西は、日本海に臨み、海岸線には車で走れる砂浜・千里浜なぎさドライブウェイが通り、北は、おもに眉丈山丘陵地を境として、志賀町、中能登町に接し、南は、宝達志水町と接しています。

2 自然条件

(1) 地形

羽咋市は、矩形（くけい）の形状をしています。中央部には、七尾市から羽咋市にかけて北東から南西に走る邑知地溝帯があり、带状に広がる平野となっています。

市域の北東部には眉丈山丘陵地が、南東部には石動山系の山地が連なっています。



日本海側には、海岸砂丘が南北に縦走し、車で走ることができる唯一の海岸有するほか、中央には邑知潟が広がり、干拓による農地をなしています。

(2) 特産・名産物

羽咋市の特産・名産物として、神子原米、ハトムギ茶、天然岩カキ、能登赤土スイカ、リンゴ、ぶどう、塩こうじくわい、かぶら寿し、いかだんご、酒酎酒（どぶろく）、大社焼、UFO神話などがあります。

神子原米は、ローマ法王へ献上することを認められたことにより「ローマ法王御用達米」として全国に報道されました。2010年より新たに「木村秋則自然栽培実践塾」を開始し、農

薬・有機肥料・除草剤を一切使用しないで神子原米や野菜、果物を栽培しようという試みを進めています。

また近年では、市やはいく農業協同組合などが中心となって、市の自然栽培の聖地化を進めています。このほか、市と羽咋市地域おこし協力隊員らが中心となって、イノシシ肉等のジビエ特産化を進めています。有害駆除されるイノシシを食肉や加工品として活用を図ることで、農業の活性化はもとより新たな特産や雇用創出に向け研究を行っています。

3 歴史・文化

羽咋の地名の由来は、一説に、第 11 代垂仁天皇の皇子磐衝別命がこの辺の領民を苦しめていた怪鳥を退治し、このとき皇子の連れてきた 3 匹の犬が怪鳥の羽を食い破ったという伝説から、「羽喰」の地名が起り、現在の「羽咋」になったと伝えられています。

羽咋市には、北部・東部山麓に縄文遺跡や多くの古墳があるほか、中央の平野部には国指定史跡の吉崎・次場遺跡をはじめとする弥生遺跡があります。

また、海岸砂丘には奈良・平安時代の古代神社や祭祀に関連する遺跡として国の史跡に指定された寺家遺跡があるなど、数多くの遺跡が分布しています。

奈良時代には、すでに現在の能登国一ノ宮である気多大社が存在していたと考えられています。

鎌倉時代には、永仁 2 年（1294 年）に日蓮宗の妙成寺、正和元年（1312 年）に曹洞宗の永光寺などが開かれています。

室町時代には、吉見氏、畠山氏と能登国守護職の支配下に入り、戦国時代に一時上杉領になるが、上杉謙信が死去し、織田信長の能登侵攻後は家臣である前田利家が領主となっています。

江戸時代には、加賀藩に属し、桜井家などの豪農を輩出しそれぞれ加賀藩の十村役を務め領内の行政の一端を担っています。

その後、明治 22 年（1889 年）の町村制施行に伴い、羽咋町が誕生し、昭和 29 年（1954 年）に羽咋町、千里浜村、粟ノ保村、富永村、越路野村、一ノ宮村、上甘田村の 1 町 6 村と下甘田村の一部（上中山地区）が合併し羽咋町となりました。

昭和 31 年（1956 年）には、羽咋町、邑知町、余喜村、鹿島路村の 2 町 2 村が合併し羽咋町となり、昭和 33 年（1958 年）の市制施行により羽咋市が誕生し、現在に至っています。

平成 23 年（2011 年）には、羽咋市を含む「能登の里山里海」が世界農業遺産の登録を受けています。

気多大社



永光寺 山門

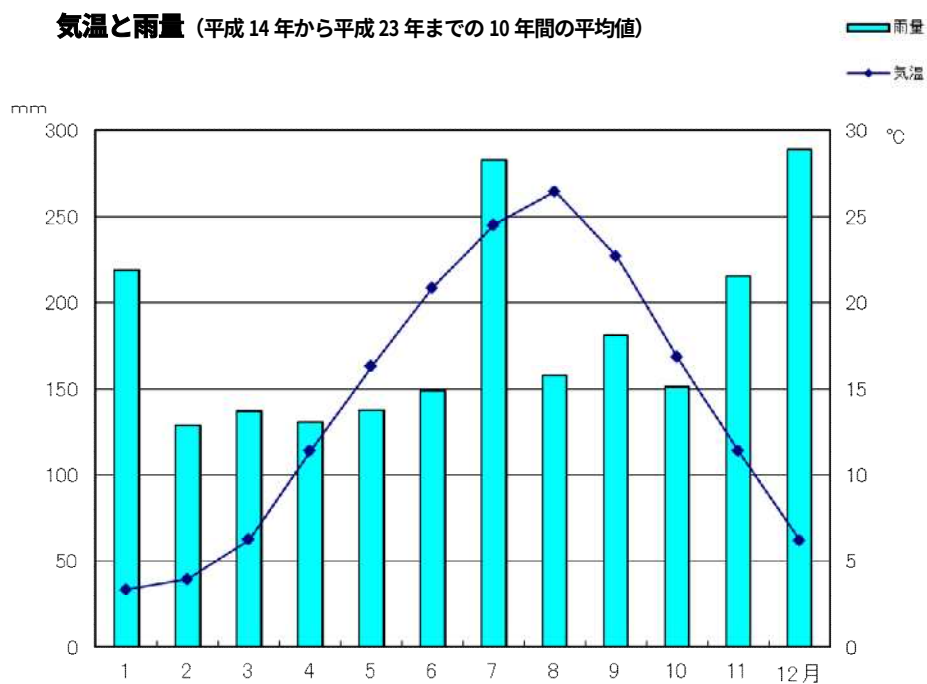


資料：羽咋市ホームページ

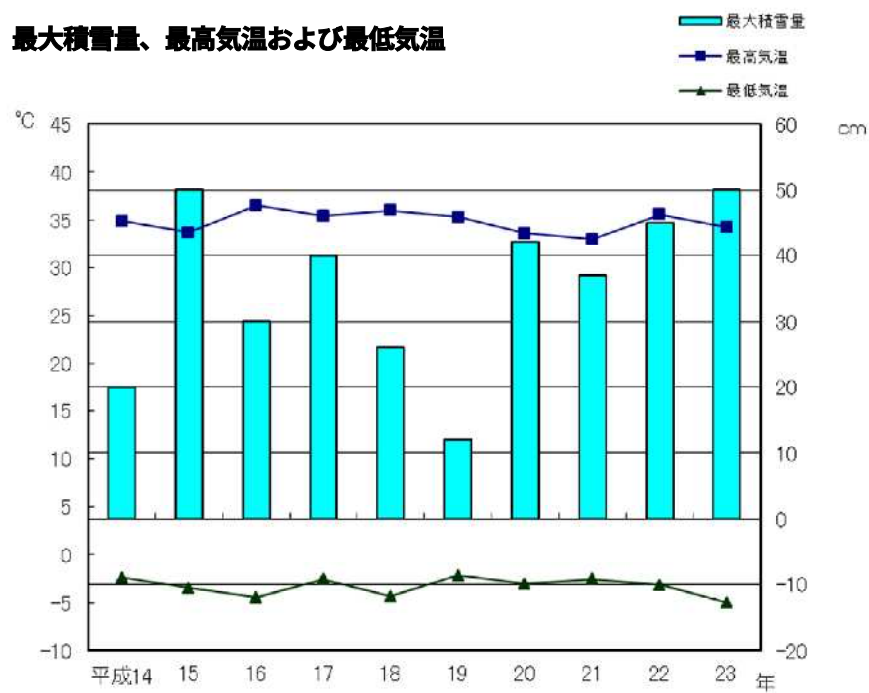
4 気象

羽咋市の気象は、日本海側気候に属しており、冬季には北西の季節風が吹き、降雪はありますが、積雪量は北陸地方の各都市と比較して少なくなっています。

年間平均気温は 14.3℃、年間降水量 2,470mm と比較的温暖です。



最大積雪量、最高気温および最低気温

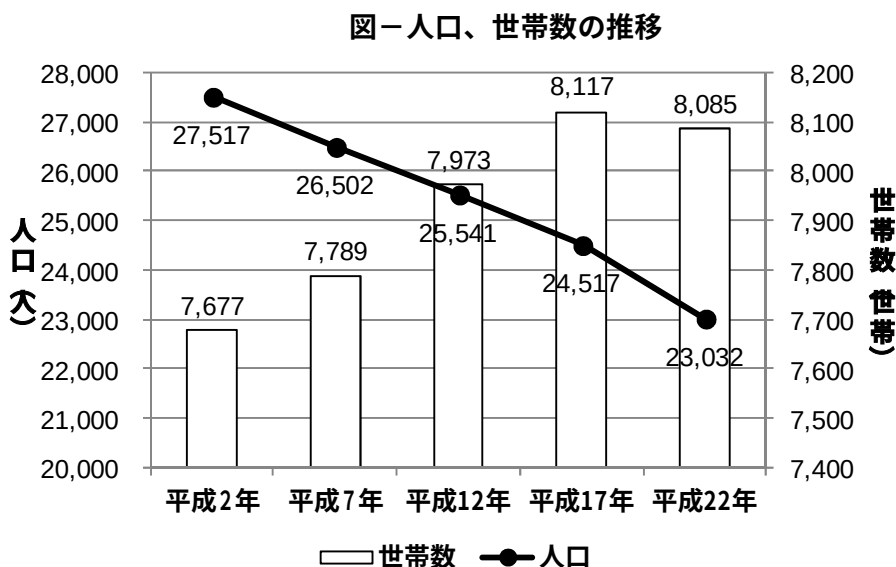


資料：羽咋市統計書

5 社会条件・人口推移

(1) 人口・世帯数の推移

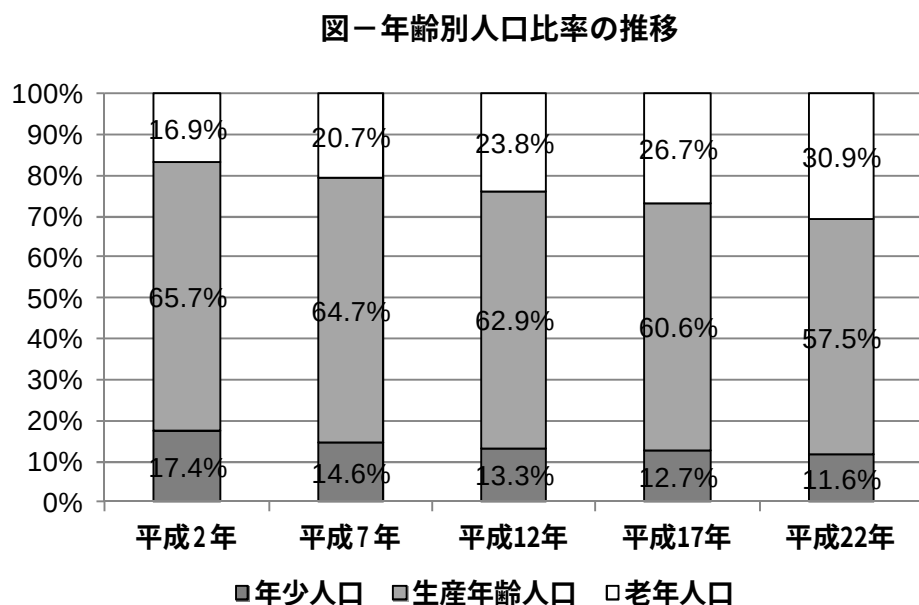
平成 22 年の国勢調査によると、羽咋市の総人口は 23,032 人、世帯数は 8,085 世帯、1 世帯当たりの人口は 2.85 人となっています。20 年間の推移を見ると、人口は 16.30% 減少、世帯数は 5.31% 増加しており、高齢者世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。



(2) 年齢別人口の推移

羽咋市の平成 2 年の年齢 3 区分別人口は、年少人口 17.4% (4,801 人)、生産年齢人口 65.7% (18,065 人)、老年人口 16.9% (4,651 人) です。

一方、平成 22 年における年齢 3 区分別人口の状況は、15 歳未満の年少人口が 11.6% (2,674 人)、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が 57.5% (13,228 人)、65 歳以上の老年人口が 30.9% (7,101 人) であり、平成 22 年と平成 2 年を比較すると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加（平成 22 年では 1/4 以上が 65 歳以上）しており、少子・高齢化が顕著となっています。



6 産業分類別の就業者

平成 17 年の産業分類別就業者人口は、農林漁業等に従事する第 1 次産業就業者人口は 721 人（6.0%）、鉱業・建設業、製造業等に従事する第 2 次産業就業者人口は 4,167 人（34.6%）、卸売業、小売業やサービス業等に従事する第 3 次産業就業者人口は 7,108 人（59.1%）であり、第 3 次産業に従事する人が半数を超えています。

構成比の推移は、第 1 次産業は横ばい、第 2 次産業は減少傾向、第 3 次産業は増加傾向が見られます。

表－産業分類別就業者構成

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農業	1,006	7.1	704	5.4	670	5.6
林業	8	0.1	8	0.1	7	0.1
漁業	58	0.4	50	0.4	44	0.4
第 1 次産業合計	1,072	7.6	762	5.8	721	6.0
鉱業	12	0.1	11	0.1	1	0.0
建設業	1,507	10.7	1,543	11.7	1,283	10.7
製造業	4,160	29.4	3,481	26.5	2,883	24.0
第 2 次産業合計	5,679	40.2	5,035	38.3	4,167	34.6
卸売業、小売業、飲食店	2,410	17.0	2,310	17.6	2,367	19.7
金融、保険業	225	1.6	209	1.6	173	1.4
不動産業	28	0.2	36	0.3	27	0.2
運輸、通信業	744	5.3	694	5.3	526	4.4
電気、ガス、熱供給、水道業	73	0.5	95	0.7	85	0.7
サービス業	3,426	24.2	3,523	26.8	3,498	29.1
公務	468	3.3	466	3.5	432	3.6
第 3 次産業合計	7,374	52.1	7,333	55.8	7,108	59.1
分類不能の産業	17	0.1	9	0.1	38	0.3
合 計	14,142	100.0	13,139	100.0	12,034	100.0

資料：国勢調査

第3章 他計画との関連性

1 計画の目的

「羽咋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本計画」）は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、低炭素社会の構築に向けた目標（本計画第4章）とともに、市民、事業者、および羽咋市が各々の役割に応じて取り組むべき対策（同第5章）とその進行管理の方法（同第6章）を示すものです。

2 第5次羽咋市総合計画の紹介

本市では平成23年（2011）に「第5次羽咋市総合計画」を策定し、2011年度から10年間のまちづくりの指針を定めています。

「第5次羽咋市総合計画」では、5つのまちづくり基本目標のうち、環境分野として、「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」を定め、基本施策として、「自然と共生する生活環境の保全」「低炭素・循環型社会の推進」などを掲げています。

本計画は、これらの基本目標、基本施策等を具体化し、市の行動指針として、温暖化対策を総合的に推進していくためのものとしします。

以下に第5次羽咋市総合計画「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」を紹介します。

第5次羽咋市総合計画「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」

（1）自然と共生する生活環境の保全

自然環境の変化

- ◆地球温暖化の影響で局地的な集中豪雨や竜巻などの突風が多発しており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制する政策が進められています。
- ◆国定公園である白砂青松の千里浜海岸は、砂浜が狭くなり、松林が減少しており、養浜事業などの海浜保全対策が進められています。
- ◆気候の変化などにより、住居区域において、野生動物による被害や、保護生物が出現しており、生態系の変化に対応した対策が必要となっています。

生活環境の保全

- ◆近年は環境保全に対する関心の高まりから、水質汚濁や大気汚染、悪臭などの公害苦情が増加しており、機動的な対応と監視、指導の強化が必要となっています。
- ◆家庭系ごみのポイ捨てが目立ち、有料化に伴う不法投棄の増加が懸念されていることから、地域住民に対して環境保全の指導や理解を求めていく必要があります。
- ◆ごみの不法投棄による自然環境の悪化が懸念され、不法投棄防止パトロールの実施や多発箇所に監視カメラを設置するなど、防止対策を進めています。
- ◆土壌汚染対策法の制定により、市散弾銃射撃場跡地や工場跡地の土壌汚染問題が表面化しており、長期的な汚染対策が必要となっています。

◆市営墓地公苑は昭和58 年に開設以来、560 区画のほぼすべてが使用契約済みであり、市民ニーズに対応した墓地整備の検討が必要です。



不法投棄の状況

施策の方針

自然環境の保全に努めます

自然環境の変化に対応した保全意識の向上を図り、自然と共生できる環境対策を推進していきます。

施策の内容	主な取り組み
自然環境保全の意識向上	自然環境に対する教育・学習の推進 眉丈台地自然公園での体験型環境教育の充実 なぎさクリーン運動の支援
自然環境と共生する環境保全対策	希少生物が生息する環境の保護 不法投棄された廃棄物や海岸漂着物の回収 千里浜海岸保全事業の促進 国定公園の景観の保全

生活環境の保全に努めます

公害防止対策の強化と土壌汚染対策等を推進し、良好な生活環境の保全を図っていきます。

施策の内容	主な取り組み
生活環境の監視と指導の充実	不法投棄、不法焼却の防止啓発 市内の河川、湖沼などの定期的な水質調査による監視 公害の発生源に対する継続的な監視・指導
不法投棄防止対策の強化	不法投棄監視パトロールの実施 監視カメラの設置
土壌汚染対策の推進	市散弾銃射撃場跡地鉛汚染対策事業の推進 土壌汚染区域の監視と継続的な環境調査の実施
衛生的な生活環境の創造	公衆浴場の施設改善に対する支援 市営墓地公苑の適切な管理運営と整備検討

目標指標

指 標	単位	基準 (平成 21 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
羽咋川の水質 (羽咋大橋の月平均 BOD 値)	mg/L	2.7	2.3	2.0

進捗状況

1) 自然と共生する生活環境の保全(環境安全課)

指標	単位	目標 (平成31年度)	中間目標 (平成26年)	基準 (平成21年)	平成23年度	進捗状況	平成24年度	進捗状況	平成25年度	進捗状況
羽咋川の水質 (羽咋大橋の月平均BOD)	mg/L	2.0	2.3	2.7	1.6	◎	2.8	△	-	-

（２）低炭素・循環型社会の推進

循環型社会の形成

- ◆国において平成17年に廃棄物処理基本方針が改正され、排出抑制や再生利用の促進、住民の意識改革を図るため一般廃棄物の有料化が進められており、可燃ごみ全量有料化を実施します。
- ◆可燃ごみの量は、段階的に無料処理券を削減することで、平成18年度からの4年間で18%の減を達成しており、引続き循環型社会の形成を目指し、さらなる減量を推進していく必要があります。
- ◆可燃ごみ減量を促進するため、分別再利用による資源化の推進や生ごみ処理機などの購入助成、ダンボールコンポストなどの講習会による指導と理解を図り、ごみリサイクルと生ごみ減量の意識向上と支援を進めていく必要があります。
- ◆町会などの地域コミュニティによる自主的な環境保全活動を促進していくため、行政と地域住民による環境パートナーシップの体制づくりが求められています。

低炭素社会の形成

- ◆省エネルギー化促進のため、地域においても低炭素社会の実現に向けた取り組みの推進が求められています。
- ◆太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーの利活用を促進し、環境にやさしいまちづくりを推進する必要があります。
- ◆未利用エネルギーの利活用のための取り組みを、地域や団体で実施できる体制づくりが必要であり、住民主体のシステムづくりと支援対策の検討が必要となっています。



ダンボールコンポスト製作講習会

施策の方針

循環型社会を目指します

「廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）」の3Rの取り組みを通じて、持続可能な資源管理及び廃棄物管理を図ります。

施策の内容	主な取り組み
廃棄物発生量の抑制	可燃ごみ有料化による排出量の抑制 可燃ごみ減量取り組みへの支援・助成 環境教育・出前講座によるごみ減量意識の高揚 環境ボランティアの育成 環境パートナーシップによる地域づくりの支援
廃棄物のリサイクル推進	分別回収の推進と徹底 可燃ごみ資源化の推進 生ごみ堆肥化の推進 市民リサイクル銀行の推進

低炭素社会を目指します

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑えるための取り組みを推進します。

施策の内容	主な取り組み
エコライフの推進	エコライフ推進のための情報提供 地産地消・エコクッキングの推進 低公害車の導入促進 省エネルギー対応の推進 省エネ製品購入の推進
自然エネルギーの利活用の推進	太陽光発電、風力発電などの設置助成制度の創設 バイオマスなどのグリーン・エネルギー利活用の推進
未利用エネルギーの利活用	官民一体の小規模新エネルギー研究の推進 新エネルギーシステム構築団体への支援

目標指標

指 標	単位	基準 (平成 21 年度)	中間目標 (平成 26 年度)	目標 (平成 31 年度)
可燃ごみ 1 日 1 人あたり 排出量（家庭系＋集団回収）	g/人日	686	636	586

進捗状況

2) 低炭素・循環型社会の推進（環境安全課）

指標	単位	目標 (平成31年度)	中間目標 (平成26年)	基準 (平成21年)	平成23年度	進捗状況	平成24年度	進捗状況	平成25年度	進捗状況
可燃ごみ1日1人あたり排出量	g/人日	586	636	686	621	◎	638	○	635	○

進捗状況の見方

◎	中間目標以上
○	基準値より上昇又は改善
→	基準値と同数
△	基準値より減少又は低下

3 がんばる羽咋創生総合戦略の紹介

羽咋市では、人口減少に歯止めをかけ、羽咋市における「しごと」「ひと」「まち」の好循環を生み出すため、「羽咋市人口ビジョン」及び「羽咋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（がんばる羽咋創生総合戦略）」を平成27年10月28日に策定しています。

以下にがんばる羽咋創生総合戦略における環境関連の取組を紹介します。

がんばる羽咋創生総合戦略

■「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方と政策5原則抜粋

1. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・本格的な人口減少時代の到来、地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中
- ・地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる
- ・地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生
 - ①東京一極集中を是正する
 - ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
 - ③地域の特性に即して地域課題を解決する

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- ・地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進や移住・定着促進等による「ひとの創生」
- ・安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

2. 「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労言の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

(5) 結果重視

明確なPDCAメカニズムのもとに、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

(1) 基本的方向・生活環境の保全

時代に合った持続可能な地域をつくり、地域と地域が連携することを市の基本目標とし、市役所の公共施設をはじめ、一般家庭、市民生活にも太陽光や風力といった自然・省エネルギーの普及を促進し、環境への負担低減、環境にやさしい地域づくりを推進します。

基本的方向 4 生活利便性の向上と生活環境の保全

重点施策		主となる具体的な施策	重要業績評価指標 (KPI) ※2019 (H31) 年度		基準値 ※2014 (H26) 年度
1	「地域における足」となる循環型交通の確保	地域循環型交通手段の確保	地域循環バス総乗客数	33,000 人	32,747 人
2	自然エネルギー・省エネルギーの利活用と環境保全の推進	自然エネルギー利活用の推進	住宅用太陽光システム設置助成件数	50 件	12 件
		低炭素社会の推進	二酸化炭素削減量	2,834 トン	3,019 トン

基本的施策 2		自然エネルギー・省エネルギーの利活用と環境保全の推進		
太陽光発電システム設置等による自然・省エネルギーの利用促進、低炭素社会の推進による二酸化炭素の削減など環境負荷の少ない事業活動の普及を図り、地球温暖化防止や電力需給の安定化に向けた市民活動を促進します。				
具体的な施策		重要業績評価指標（KPI） ※2019（H31）年度		基準値 ※2014（H26）年度
①	自然エネルギー利活用の推進	住宅用太陽光システム設置助成件数	60 件 （累計）	12 件
②	低炭素社会の推進	二酸化炭素削減量	2,834 トン	3,019 トン
③	環境保全のための生ごみ減少の推進	家庭用生ごみ処理機、コンポスト購入助成件数	130 件 （累計）	26 件
取組内容				
・住宅用太陽光システム設置、住宅用リチウムイオン蓄電池設置に対する支援 ・環境家計簿等の普及 ・住宅の省エネ改修工事に伴う支援 ・家庭用生ごみ処理機、コンポスト購入の助成・支援 ・埋め立て処分場の整備に関する事業の推進				

低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会のこと

環境家計簿：家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿。環境家計簿は、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動につながるとともに、他の環境問題の解決にも貢献し、なおかつ家計の節約にも結びつけることを目的としている。
◎JCCCAウェブサイトより

※上記の基本的施策 2 の②「低炭素社会の推進」で記載されているCO2排出量は、羽咋市役所庁内における排出量を指します。

助成件数、進捗状況

取り組み内容	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度(4～11月 現在)
生ごみ処理機購入助成金	5 件	7 件	14 件	9 件
コンポスト容器購入助成金	18 件	45 件	12 件	11 件

再生資源集団回収推進事業	70 件	68 件	64 件	51 件
	691,630 kg	614,870 kg	599,880 kg	518,650 kg

住宅用太陽光システム設置助成	12 件	16 件	12 件	14 件
住宅用リチウムイオン蓄電池設置助成				1 件

※住宅用リチウムイオン蓄電池設置助成については、H27年度より支援を実施。

第4章 温室効果ガス排出量

1 温室効果ガス排出量の現状

本計画での温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）を指します。

本市における基準年度（1990 年度、平成 2 年度）の二酸化炭素排出量は 168 千トン-CO₂、最新年度（2012 年度、平成 24 年度）は 187 千トン-CO₂ と推計されます。これは、排出量にして 19 千トン-CO₂ の増加、率にして約 11%の増加です。

各部門の推移をみると、産業部門が減少傾向、民生家庭部門及び民生業務部門が大幅に増加し、運輸部門や廃棄部門はあまり増減がないことがわかります。

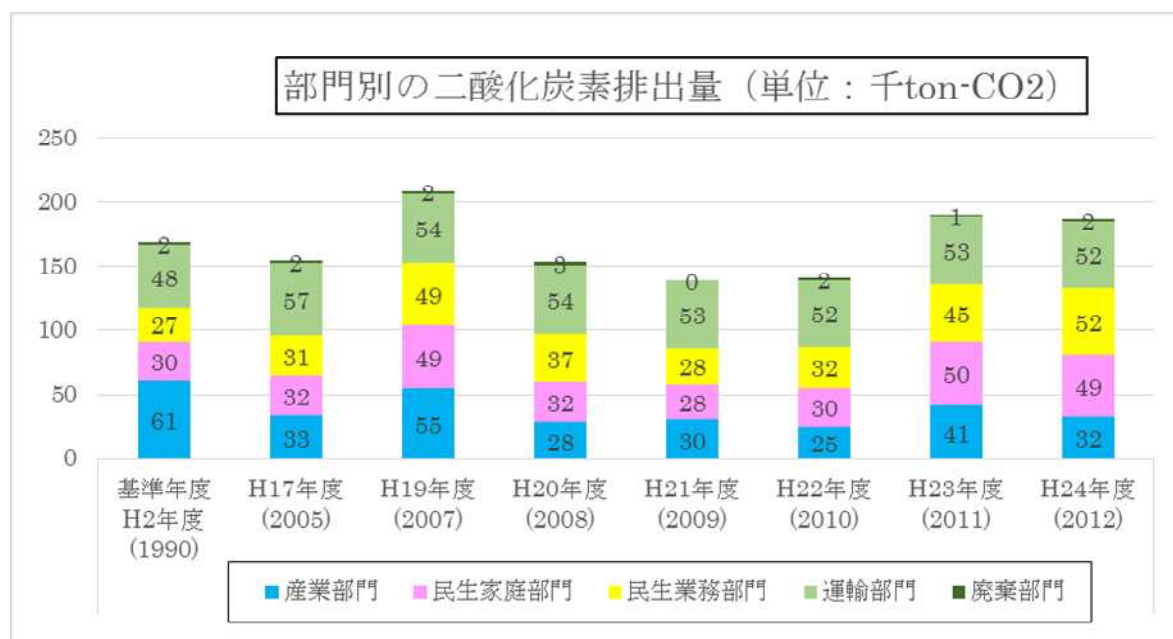
全体としての推移は、H19 年度を除き、H22 年度まで排出量の減少傾向が続きましたが、H23 年度から上昇に転じています。これは、民生家庭部門及び民生業務部門が大幅に増加したことが原因です。

各部門の CO₂ 排出量の増加理由は、各部門においてエネルギー消費量が増えた影響のほかに、エネルギー種別 CO₂ 排出係数が悪化したことも原因の一つです。

羽咋市の各部門におけるCO₂排出量 (単位:千トン-CO₂kg)

区分	各年度データ							
	基準年度 H2年度 (1990)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)
産業部門	61	33	55	28	30	25	41	32
製造業	46	26	48	22	22	17	33	23
建設業	4	4	5	4	3	3	3	3
農林水産業	11	3	2	2	5	5	5	6
民生家庭部門	30	32	49	32	28	30	50	49
民生業務部門	27	31	49	37	28	32	45	52
運輸部門	48	57	54	54	53	52	53	52
旅客自動車	20	31	28	28	29	29	29	29
貨物自動車	26	24	24	24	23	22	22	21
鉄道	2	2	2	2	1	1	2	2
廃棄部門	2	2	2	3	0	2	1	2
合計 (廃棄部門を含む)	168	155	209	154	139	141	190	187

※データは環境省の実行計画(区域施策編)策定支援サイト「部門別CO₂排出量の現況推計」を参照

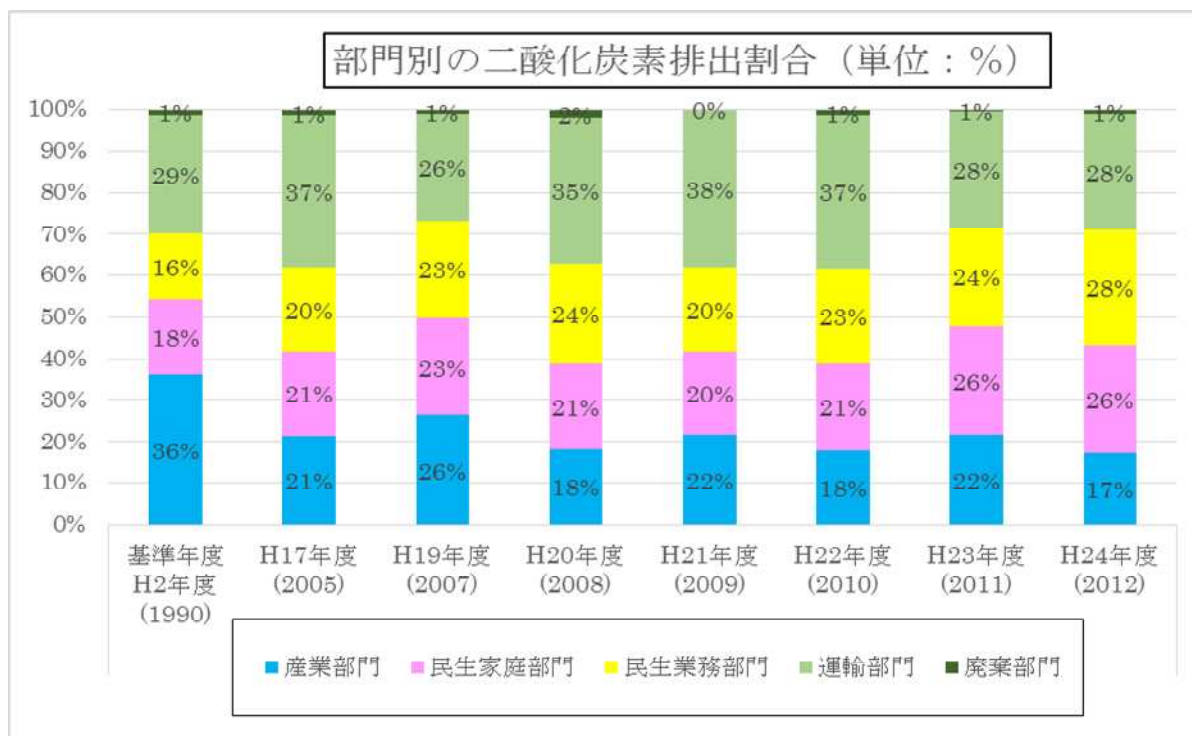


各年度の排出量の構成を下図に示します。基準年度では、全体の36%を産業部門が占めていましたが、最新年度では17%となり、大幅に減少しています。代わりに、民生部門の増加が目立ち、全体の54%となり、大幅に増加しています。

本市の温室効果ガスの排出量の特徴として、民生部門の排出量が多いことがわかります。

羽咋市の各部門におけるCO₂排出量の構成比 (単位：%)

区分	各年度データ							
	基準年度 H2年度 (1990)	H17年度 (2005)	H19年度 (2007)	H20年度 (2008)	H21年度 (2009)	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)
産業部門	36	22	26	18	22	18	22	17
製造業	27	17	23	14	16	12	18	12
建設業	3	3	2	3	2	2	2	2
農林水産業	7	2	1	1	3	4	3	3
民生家庭部門	18	21	24	21	20	21	26	26
民生業務部門	16	20	23	24	20	23	24	28
運輸部門	28	36	26	35	39	37	27	28
旅客自動車	12	20	14	19	21	20	15	16
貨物自動車	16	15	12	16	17	16	11	11
鉄道	1	1	1	1	1	1	1	1
廃棄部門	1	1	1	2	0	2	1	1
合計 (廃棄部門を含む)	100	100	100	100	100	100	100	100



本市の温室効果ガス排出量を抑制する上で、民生部門への対策が重要であることがわかります。

2 削減目標について

本計画では、環境省の定めた「区域施策編策定マニュアル」を踏まえ中長期の温室効果ガス削減目標を2030年に現状年度から40%削減、長期目標を2050年に現状年度から80%削減とします。

目標削減量は次のとおりです。

羽咋市の目標

1 短期目標

平成42年（2030年）の排出目標値を、
現状年度（2012年）187千トン-CO₂から40%削減した112千トン-CO₂とする。

2 長期目標

平成62年（2050年）の排出目標値を、
現状年度（2012年）187千トン-CO₂から80%削減した37千トン-CO₂とする。

我が国は、2008年7月に北海道洞爺湖地域で開催されたG8サミット（北海道洞爺湖サミット）において、2050年までに温室効果ガスの排出量を、現状から60～80%の削減を目指すという長期目標を掲げています。本市は、国の削減目標の上限である、現状から80%の削減を長期目標として定めます。

これは、「環境にやさしいまちづくり」を総合計画の目標に定め、里山里海の豊かな自然を守っていくために、温室効果ガスの削減対策に率先して取り組む責務があると考えためです。

また、本市の排出の特徴は、産業部門が少なく、民生部門が全体の半分以上を占め

ています。環境省の策定ガイドラインでは、民生部門の削減が、特に重点的に取り組むべき事項と定められており、国と本市も民生部門の対策が重要という点で一致しています。

3 温室効果ガス排出量の将来推計

本市の温室効果ガスの将来推計について、（１）何も対策をしなかった場合と（２）対策をとる場合の２つのケースを検討します。

なお数値の算定にあたっては、環境省の「温暖化対策における現況推計から中長期の目標設定のための排出量算定システム」（環境省の実行計画(区域施策編)策定支援サイトより）を参考にしています。

（１）何も対策をしなかった場合

今後新たな対策を実施せずに現状の活動を継続した場合を想定し、将来予測を推計するものをいいます。現状すう勢（すう勢：ありさま。なりゆき。）ケースといいます。（Business As Usual＝BAU ともいいます）

（２）対策をとる場合

現在実施されている排出抑制対策に加え、今後実施する新たな対策の効果を考慮したケースをいいます。対策ケースといいます。

4 ２つのケースの比較

（１）何も対策をしなかった場合（現状すう勢ケース）

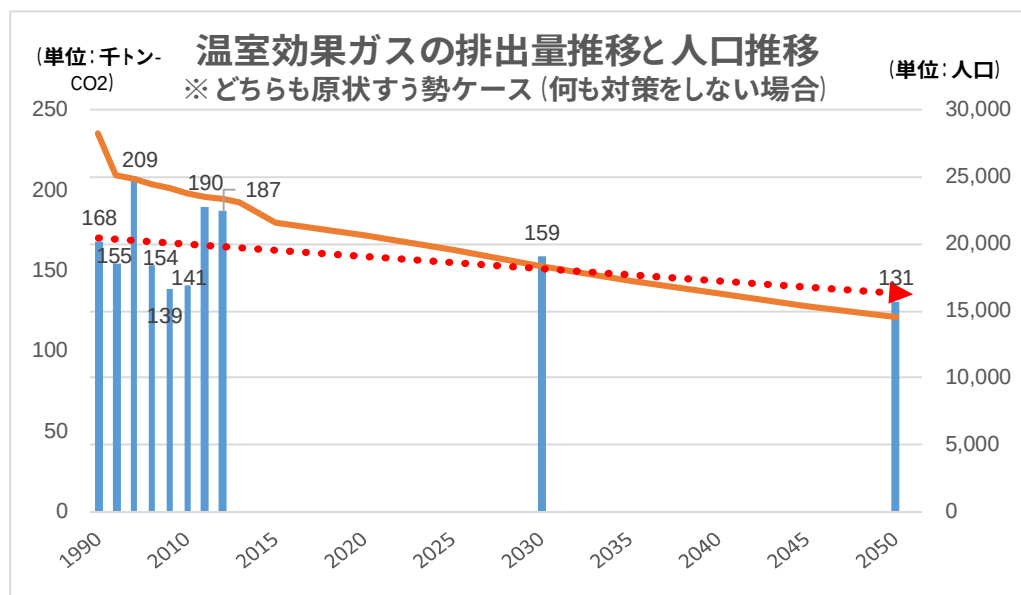
新たな温室効果ガス排出対策を実施しなかった場合、本市から排出される二酸化炭素の排出量は、2030 年で 159 千トン-CO₂、2050 年で 131 千トン-CO₂ と予想されます。

増減率は、基準年度（1990）対比では、2030 年で 5%減、2050 年で 22%減となります。また、現状（2012）年度対比では、2030 年で 15%減、2050 年で 30%減となります。

減少の理由は、本市では今後も人口減少が予想され、経済規模の減少に伴って、温室効果ガスの排出量も緩やかに減少していくことが予想されるためです。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に発表した「日本の地域別将来推計人口」によれば、本市の人口は、2025 年には、基準年度（1990）対比で 34%減少、現状年度（2010 年）対比で 19%減少すると予想されています。

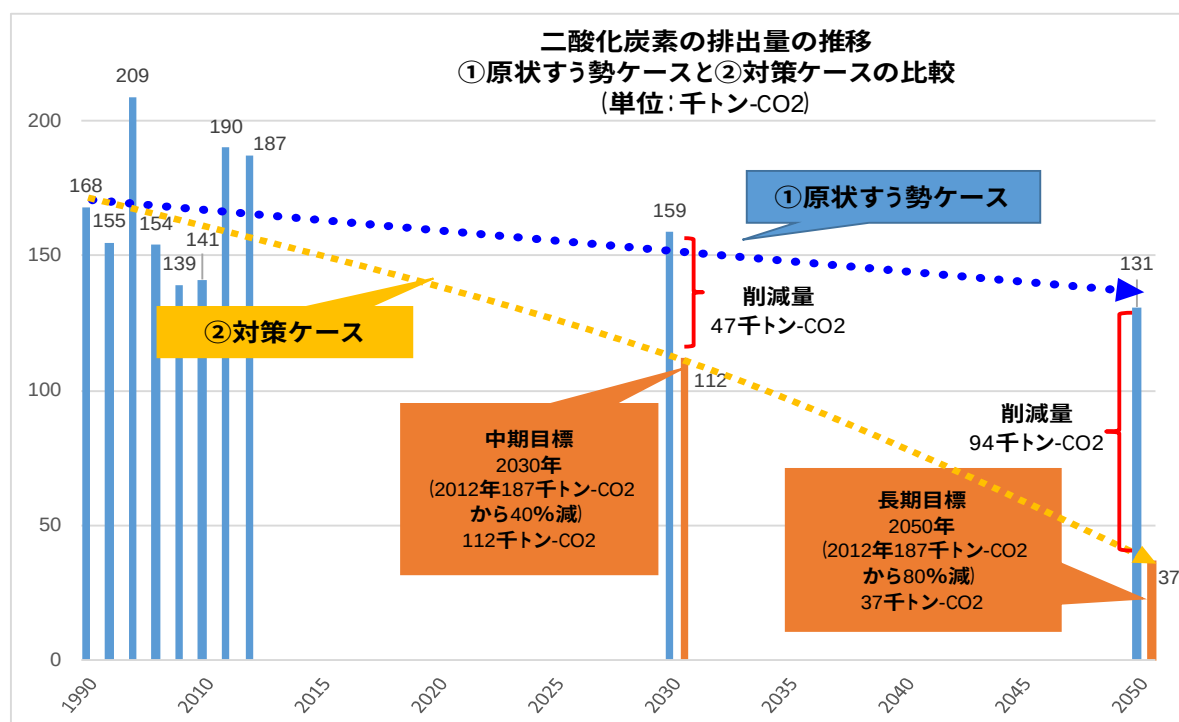
これらの推移をグラフ化したものが次の図表です。



(2) 対策をとる場合 (対策ケース)

前項のとおり、現状から何も対策をしなかった場合、中期目標 (2030 年) である 2012 年から 40%削減した 112 千トン-CO₂、長期目標 (2050 年) の 80%削減した 37 千トン-CO₂ の達成は困難です。

目標を達成するためには、下図のとおり、①現状すう勢ケースと②対策ケースの差引である、中期目標 (2030 年) 47 千トン-CO₂、長期目標 (2050 年) 94 千トン-CO₂ の削減をする必要があります。



次章において、対策ケースを実現するための具体的な施策について検討します。

第5章 対策・施策

1 基本方針と取組について

本市の基本計画である、羽咋市第五次総合計画で目標とした「安全・安心で環境にやさしいまちづくり」との整合性を図り、中期目標・長期目標を着実に達成するため、本計画では以下の4つの基本方針を作成しました。

これらの基本方針に基づいて、個別の施策を実施していきます。

方針1 省エネ、再生可能エネルギー技術の導入を促進します

方針2 環境教育を充実させ、環境意識の向上と環境人材の育成を図ります

方針3 家庭や職場での低炭素化活動を推進します

方針4 循環型社会を推進し、美しい里山里海を保全します

方針1 省エネ、再生可能エネルギー技術の導入を促進します

再生可能エネルギーの導入により、エネルギー自給率の向上、災害・非常時に強い安全・安心なまちづくりにつながります。また、エネルギーを創りだすことと併せ、無駄なエネルギーの消費を抑える省エネルギーの推進を図ることで、区域内の排出量削減が期待されます。

平成22年度には、市庁舎の高効率型空調設備の更新、複層ガラスへの交換等の省エネ改修工事を実施しました。また、平成25年度に完成した羽咋中学校は、全国で初めて、建物総合環境性能評価で最高評価のSランクを取得し、環境に配慮したエコスクールであります。太陽光・地熱・雨水といった持続再生可能エネルギーを活用したこと、室内環境や設備システムの効率化を図ったことなどで高い評価を受けたものであります。

今後、避難施設である羽咋体育館に、太陽光パネルと蓄電池の設置工事を実施する予定であり、日々の電気使用量の削減を図るとともに、非常用発電機能を確保する予定です。

1-1 市施設における率先した取組

- (1) 市の施設の設備更新や、今後建設する施設設備において、最新の省エネ・再エネ技術の導入を推進します。

1-2 市民・事業者における導入拡大

- (1) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備を普及啓発するため、補助等の支援を行います。また、国や県、各種団体の補助金の情報提供等の支援を行います。

1-3 省エネ効果の高い製品の積極的利用

- (1) 市の公用車を新たに購入・リース等する場合は、燃料電池車、電気自動車などの省エネ効果の高い新世代自動車や低燃費・低公害車を導入検討します。
- (2) 備品や消耗品の購入時には、環境に配慮したグリーン購入契約を推進します。
- (3) 市内の街灯のLED化を進めます。
- (4) 国の施策に準じた住宅の省エネ化や長寿命化を推進する仕組みを検討します。

方針2 環境教育を充実させ、環境意識の向上と環境人材の育成を図ります

地球温暖化対策は、市民一人一人の問題です。

市民が環境について学ぶことができる機会を積極的に設け、環境意識を高めることが重要です。特に、保育所や幼稚園、学校を通じての教育は、将来の本市を担う子どもたちの環境意識を高めるとともに、家庭を通じて子育て世代への意識向上にも繋がります。また、高齢化が進む本市においては、高齢者も地域の環境対策の中心となる、大切な人材です。

2-1 石川県や国の各種取組の積極的活用

- (1) いしかわ学校版環境 ISO を積極的に活用し、継続していきます。
(市内の市立 8 小中学校の全校が認定済)
- (2) いしかわ地域版環境 ISO において、認定団体を増やし、積極的に活用していきます。(4/66 町会が認定済、2/11 公民館が認定済み)
- (3) いしかわ事業者版環境 ISO において市内事業者の積極的な認定取得を目指します。
- (4) エコ保育所・幼稚園において、全ての市内保育所、幼稚園及び認定こども園の認定を目指します。(市内 10 組織中、8 組織が認定済)
- (5) いしかわ版里山づくり ISO において、企業、NPO、地域団体など、幅広い団体の取得を目指します。
- (6) いしかわ版環境 ISO「省エネ・節電アクションプラン」に取り組み、エコファミリー認定世帯を増やします。
- (7) 地球温暖化対策法に基づく地球温暖化活動推進員に市民の推薦をし、人材の育成を図ります。
- (8) こどもエコクラブ(公益社団法人日本環境協会)において、対象の全ての市内保育所、幼稚園及び認定こども園の登録を目指し、環境保全活動の環を広げます。(市内対象組織 9 組織中、7 組織が登録済)

2-2 環境教育の充実

- (1) ちびっ子自然センターやコスモアイル羽咋、ユーフォリア千里浜などの市施設での環境教育講座等の実施を検討します。
- (2) ごみの減量活動やダンボールコンポスト作成などの市民向け出前講座を実施します。
- (3) 地球温暖化に関する研修会、講演会等への講師の派遣等の情報提供を行います。
- (4) 環境保全を行う市民や活動団体、事業者等の活動を支援します。

方針3 家庭や職場での低炭素化活動を推進します

毎日の低炭素化活動の実践の場は、市民一人一人の家庭や職場です。方針2の環境教育で学んだ知識を活かし、実践していくことが重要です。

3-1 自動車利用の効率化、削減

- (1) ノーマイカーデーを実施します。
- (2) エコドライブ講習を実施します。

3-2 公共交通機関の利用促進

- (1) るんるんバスの利用を促進します。
- (2) 高齢者の免許返納を促し、るんるんバスの積極的な利用を促します。
- (3) JR 羽咋駅東の住宅分譲地（駅東分譲地）を整備し、電車通勤・バス通勤の促進をします。

3-3 省資源、3 Rの推進

- (1) 家庭や職場での省資源、3 Rを推進します。
※ 3 Rとは、Reduce リデュース（廃棄物を減らす）、Reuse リユース（廃棄しないで再利用する）、Recycle リサイクル（再生資源として再利用する）をいい、循環型社会形成推進基本法において、リデュース・リユース・リサイクル・適正処理の順番で、守るべき処理ルールとして示されています。
- (2) 日常的に生ごみの水切りやエコクッキング等を実施します。
- (3) 資源ごみの適正な分別に努めます。
- (4) 家庭用の使用済食用油の回収
本市では、廃棄物減量対策のため、有限会社米商（宝達志水町）の協力のもと、市内の5か所のスーパー、ホームセンターにて専用ボックスを設置し、家庭用の使用済食用油を回収しています。
- (5) 「うちエコ診断」や「省エネナビ」等の省エネ制度や機器を積極的に周知・利用し、省エネに努めます。

方針4 循環型社会を推進し、美しい里山里海を保全します

平成23年6月に、羽咋市を含む能登4市4町で構成する協議会が申請した「能登の里山里海」が、国連食糧農業機関（FAO）の「世界重要農業遺産システム（GIAHS）」に認定されました。

これは、農業の近代化と並行し、伝統的な農業・農法・農村文化や生物多様性、農村景観などがシステムとして保全されており、その維持に努めている地域が認められたものです。（<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs1.html> 農林水産省ホームページより）

4-1 環境負荷の少ない循環型社会の推進

- (1) 各種補助金制度などによる三世代同居、近居を推進します。
- (2) コンパクトシティや環境配慮型都市の実現へ向けた研究をします。

4-2 緑化の推進

- (1) 緑の保全に関する情報提供を行います。
- (2) 森林の整備を推進します。
- (3) 都市公園等の緑化を推進します。
- (4) グリーンカーテンの設置を推進します。

4-3 里山・里海の保全

- (1) 羽咋市自然栽培新規就農者の支援を図ります。
- (2) なぎさクリーン運動などの清掃奉仕活動の推進による里山里海の保全を図ります。

す。

(3) 自然環境、生態系等に配慮したまちづくりを推進します。

2 排出削減目標の根拠について

以上の対策を踏まえ、温室効果ガスの削減量を設定した表を以下に示します。

排出削減目標量の根拠について

番号	対 策 ・ 施 策	施策効果対象					2030年 削減量 (千トン- CO2)
		産業	民生 家庭	民生 業務	運輸	廃棄	
方針 1. 省エネ、再生可能エネルギー技術の導入を促進します							
1-1	市施設における率先した取組	・市施設における省エネ、再生可能エネルギー技術の導入推進	○	○	○		10
1-2	市民・事業者における導入拡大	・市民・事業者における省エネ、再生可能エネルギー技術の導入推進、情報提供		○	○		10
1-3	省エネ効果の高い製品の積極的利用	・燃料電池車、電気自動車の導入検討 ・備品や消耗品のグリーン購入契約の推進 ・市内の街灯のLED化の推進 ・住宅の省エネ化や長寿命化の推進、検討 ・低燃費車、低公害車の普及促進		○	○	○	8
方針 2. 環境教育を充実させ、環境意識の向上と環境人材の育成を図ります							
2-1	石川県や国の各種取組の積極的活用	・いしかわ各種ISO（学校版・地域版・事業者版・エコ保育所・幼稚園）の積極的な活用 ・いしかわ版環境ISO「省エネ・節電アクションプラン」のエコファミリー認定世帯の増加	○	○	○	○	4
2-2	環境教育の充実	・市施設での環境教育講座等の実施を検討 ・市民向け出前講座を実施 ・地球温暖化に関する研修会、講演会等の情報提供 ・環境保全を行う市民や活動団体、事業者等の活動を支援	○	○	○	○	0
方針 3. 家庭や職場での低炭素化活動を推進します							
3-1	自動車利用の効率化、削減	・ノーマイカーデーを実施 ・エコドライブ講習を実施		○	○	○	2
3-2	公共交通機関の利用促進	・るるんバスの利用を促進 ・高齢者の免許返納制度の促進 ・JR羽咋駅東の住宅分譲地の整備などによる、徒歩、公共機関通勤の促進			○	○	3
3-3	省資源、3 Rの推進	・家庭や職場での省資源、3 Rの推進 ・適切な分別方法の啓発、情報提供 ・ごみ焼却時の廃熱の有効活用 ・「うちエコ診断」等のシステムや機器の積極的な利用		○	○		3
方針 4. 循環型社会を推進し、美しい里山里海を保全します							
4-1	環境負荷の少ない循環型社会の推進	・補助金制度などによる三世帯同居、近居の推進 ・コンパクトシティや環境配慮型都市の実現へ向けた研究	○	○	○	○	3
4-2	森林の保全と緑化	・緑の保全に関する情報提供を行う ・森林の整備を推進 ・都市公園等の緑化を推進 ・グリーンカーテンの設置を推進	○	○	○	○	2
4-3	里山・里海の保全	・羽咋市自然栽培新規就農者の支援を図る ・なぎさクリーン運動による里海の保全を図る ・自然環境、生態系等に配慮したまちづくりの推進	○	○	○	○	2
削減量合計							47
①現状すう勢ケースでの排出量159千トン-CO2と ②対策ケースでの排出量112千トン-CO2（2012年187千トン-CO2から40%減）との差異							47

3 各主体の役割について

温室効果ガスの削減のためには、市民、事業者、行政の各主体が、それぞれの役割を認識するとともに、その特徴に応じた取組を積極的に実施することが大切です。ここでは、各主体の役割とその取組を記載します。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活と温室効果ガスの排出との関係を理解するとともに、市民一人ひとりが自らのライフスタイルを考え、温室効果ガス排出抑制のための具体的な行動を実践します。

ア 地域、学校等において、地球温暖化に関するイベントを開催するなど、地球温暖化に関する情報の共有に努めます。

イ 地球温暖化問題に関する意見交換、情報交換の場への参加に努めます。

ウ 様々な主体が参加できる地球温暖化に関するイベントを開催するなど、地球温暖化に関する情報の共有に努めます。

(2) 事業者の役割

事業者は、製造、流通、販売、廃棄等の全事業活動において、事業活動中の省資源・省エネルギーの実践や、従業員に対する環境教育、環境負荷の少ない製品の開発や製造などを進めます。また、環境マネジメントシステムの積極的な導入を図り、地球温暖化保全活動に積極的に取り組みます。

ア 従業員への研修や環境教育を行うとともに、地球温暖化に関する活動に積極的に参加します。

イ 講師の派遣等、学校や地域で行われる、地球温暖化に関するイベント等への支援や協力に努めます。

(3) 行政の役割

本計画の推進主体として、総合的かつ計画的に各施策の推進や調整を実施し、計画の進行管理を行います。また、市や各主体間相互の信頼関係の構築を図ることにより、連携した効率的・効果的な取組を推進します。

ア 環境保全活動団体等を把握し、活動内容等をホームページ等により広く市民に周知するとともに、必要な機材、用品を貸し出すなど、活動を支援します。

イ 優れた取組を行っている環境保全活動団体等を顕彰するなど、その活動を推進、拡大する仕組みづくりに努めます。

ウ 市民、地域、環境保全活動団体、事業者、行政の交流を促進し、連携の強化に努めます。

エ 国、県や周辺市町などとの連携・調整を図り、広域的かつ効果的な取組を実施します。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の対象地域は羽咋市全体、推進主体は市民・事業者・市役所とします。

「羽咋市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（※）の策定・実施に伴い設置された、「羽咋市地球温暖化対策推進本部」を推進体制の中核組織とします。

（1）庁内推進体制（羽咋市地球温暖化対策推進本部）

本部長を副市長とし、本部員を教育長及び各課（局、室）長とします。本部は、市長に対して、計画の報告を行う。また、事務局を環境安全課におくものとします。

（2）市民・事業者・市役所との協働

市民・事業者・市役所がそれぞれの役割を認識するとともに、相互協力に努め、温室効果ガス排出削減という目標を共有したパートナーシップ型の地球温暖化対策を推進していきます。

（※）地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画として、地方公共団体である羽咋市役所が、市内の一事業者として、温室効果ガス排出削減を図るためにまとめた計画。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、羽咋市地球温暖化対策推進本部が、目標の達成に向けて、計画に基づく温暖化対策の進捗状況について、定期的に点検・評価を行うものとします。

なお点検・評価にあたっては、進捗状況の客観的評価を行うため、温室効果ガスの排出量や施策の実施状況を定期的に把握するものとします。

また本計画は、温暖化対策をめぐる科学的知見の進展や技術革新・社会状況等を踏まえ、市民や事業者からの意見をできる限り反映し、必要に応じて見直しを行うこととします。

